

警察署協議会会議録

行橋警察署協議会

開催年月日時	令和8年1月20日（火）午後4時00分から午後5時30分まで	
開催場所	行橋警察署大会議室	
出席者	警察署協議会	会長以下10名
	警察署	署長、総務課長、留置管理課長、会計課長、生活安全課長、地域課長、交通課長、警備課長、警備課主幹、総務第二係長

議事概要

【会長挨拶（要旨）】

各委員にあっては、議題に関する事項、その他質問・意見等あれば、忌憚なくこれまで同様に挙手の上、発言をお願いする。

【署長挨拶（要旨）】

本日の議事は、令和7年中の管内治安概況及び令和8年福岡県警察運営指針に基づく当署の展望となっている。また、県警察の活動重点の一つである「ニセ電話詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺対策」についても議事にて解説させていただく。なお、質疑応答の場では、忌憚のない御意見・御要望をいただきたいと思う。

【議事】

- ニセ電話詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺に関する解説
生活安全課長がプレゼンテーションアプリを用いて解説した。
- 令和7年中の管内治安概況
各担当課長から当署における取組等について説明した。
- 令和8年福岡県警察運営指針及び当署における取組
総務課長から当署における活動重点への取組等について説明した。

【質疑応答・委員意見等】

- 委員から「来年度から始まる自転車の交通反則通告制度について、取り締まる違反態様、方法等について解説いただきたい。また、同制度の周知に向けた取組等あれば教示いただきたい。」旨の質問がなされ、交通課長から「自転車の交通反則通告制度は、対象年齢を16歳以上とし、信号無視、指定場所不停止等、道路交通法に規定された113種類の違反を取締りの対象としており、反則金額は原付バイクと同等となる。なお、自転車は、運転免許の有無と関係ないため点数制度はない。取締り要領として

議　事　概　要

は、違反行為全てを即時反則切符の対象とするのではなく、あくまで指導警告が原則である。反則切符の交付は、①違反が交通事故につながる危険な物であった場合、②警察官の警告に従わず違反行為を継続した場合、を対象とする。反則切符の交付を受けた場合は、反則金を納付することで手続きは終了となるが、これに従わなかった場合、検察庁に送致され通常の刑事手続きに移行する。本制度周知の取組については、現在、企業講習や各種コミュニティで、チラシを配布しながら啓発活動を行っているほか、福岡県警察ホームページでは、自転車の運転に関する様々な動画等が掲載されている。」旨回答した。

- 委員から「先日、児童福祉関係の会議において、児童虐待の通報等は、警察からなされるものが一番多いと聞いた。そこで、行政機関のうち、なぜ警察が取扱う児童虐待が突出して多いのかについてお尋ねしたい。また、虐待のうち、心理的虐待とは具体的にどういったものなのか教示いただきたい。」旨の質問がなされ、生活安全課長から「児童虐待通報において、警察の取扱いが多い理由については、配偶者間のもめ事を認知した際に警察では、当該行為を児童に対する心理的虐待として通報していることが影響していると思われる。児童虐待とは、通常、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待及びネグレクト（育児放棄）をいう。このうち心理的虐待とは、①大声や脅しなどで恐怖を与える、②無視や拒否的な態度をとる、③著しく兄弟間で差別する、④自尊心を傷つける言葉を繰り返し使って傷つける、⑤子供がDVを目撃する、などである。」旨回答した。

【会長互選】

【閉会】